

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

地価税は申告も不要の方向に

Q：本年度の税制改正で、地価税については当分の間凍結されるようですが、申告だけはしなければならないとの話を聞きました。本当でしょうか。

A：申告も不要の方向で検討されているようです。

【解説】

平成10年度の税制改正では、長期地価下落、厳しい経済情勢、金融システム不安等に対応した臨時的措置として、9年分を区切りとして当分の間地価税の適用が停止されることになりました。

ただ、地価税の適用が停止されるとはいえ、申告義務は残るのではとの見方もあったようですが、地価税の適用が復活するまでは申告を不要にする方向で検討が行われているようです。

ちなみに、平成9年分までの地価税については、引き続き実地調査を行っていくこととされており、9年分の申告についても、納税者の評価ミスや、課税・非課税判定での誤りが多く見られたようです。

なお、国税庁がまとめた平成9年分の地価税の申告事績によると、ここ数年の路線価の下落の影響や、8年度税制改正で税率が0.3%から0.15%へ軽減されたことなどから、全体の申告税額は対前年比10.3%減の1,549億円で、4年連続の減少となっています。

